

横植協会06-12号
令和6年 8月 27日

会員各位

横浜植物防疫協会からのお知らせ

輸入種苗関係

【テーブルヤシ属苗に対するバナナネモグリセンチュウに係る 緊急的な輸入検査対応について】

農林水産省植物防疫課から下記のとおり情報提供があったのでお知らせします。
記

情報提供の概要

テーブルヤシ属植物がバナナネモグリセンチュウの寄主植物となることが新たに判明した。このため、我が国向けに輸出するテーブルヤシ属植物に対する暫定的な措置として、規則別表2の2の12項に掲げる地域に対して、同項に掲げる基準に適合することを要請する予定である。

本措置はWTO/SPS緊急通報の通報日から約30日後に発効し、発効日以降に発行された上記の追記がされていない検査証明書を添付し輸入されたこれら植物については、廃棄又は返送の措置となる。

一方、発効までの期間における侵入を防止するため、発効前については検査証明書にバナナネモグリセンチュウに対する追記がない場合は、植物防疫所において輸入検査時に検定を行う。

<輸入検査時の検定>

① 対象植物

貨物、郵便物、携帯品として規則別表2の2の12項に掲げる地域から輸入される、テーブルヤシ属植物の生植物の地下部であって栽培の用に供し得るもの

(SPS通報発効日より前に発行されたものであって、バナナネモグリセンチュウに対する追記がない検査証明書が添付されたもの)

② 対応を行う期間

令和6年9月9日から当面の間

以 上

詳細については、別添の説明資料、英文説明資料を参照願います。

令和6年8月 26 日

テーブルヤシ属苗に対するバナナネモグリセンチュウに係る
緊急的な輸入検査対応について

1. 経緯

- (1) バナナネモグリセンチュウ (*Radopholus similis*) は、植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)別表2の2の12項に規定される検疫有害動植物であり、我が国は発生国からの寄主植物の輸入に際し、輸出国での栽培地検査※を要求している。(※本線虫の発生が知られていないほ場で栽培され、生育期間中に栽培地検査を行うとともに、当該植物の地下部及び培養資材を検定)
- (2) そのような中、我が国が本線虫の寄主植物としていないテーブルヤシ属 (*Chamaedorea*) にバナナネモグリセンチュウが寄生する根拠となる情報が得られたところ。

2. 対応

バナナネモグリセンチュウの我が国への侵入を防止するため、規則別表2の2の12項に掲げる地域に対して、WTO/SPS 緊急通報により、以下の内容を要請予定。

- ① テーブルヤシ属植物の生植物の地下部であって栽培の用に供し得るものについて、規則別表2の2の12項に掲げる基準(本線虫の発生が知られていないほ場で栽培され、生育期間中に栽培地検査を行うとともに、当該植物の地下部及び培養資材の検定により本線虫が付着していないことを確認し、その旨を検査証明書に追記。)に適合すること
- ② 本措置の発効は、緊急通報の通報日から約30日後(9月下旬の特定の日を指定する予定)

3. 会員への情報提供のお願い

テーブルヤシ属植物がバナナネモグリセンチュウの寄主植物となることが新たに判明した。このため、我が国向けに輸出するテーブルヤシ属植物に対する暫定的な措置として、規則別表2の2の12項に掲げる地域に対して、同項に掲げる基準に適合することを要請する予定である。本措置はWTO/SPS 緊急通報の通報日から約30日後に発効し、発効日以降に発行された上記の追記がされていない検

査証明書を添付し輸入されたこれら植物については、廃棄又は返送の措置となる。

一方、発効までの期間における侵入を防止するため、発効前については検査証明書にバナナネモグリセンチュウに対する追記がない場合は、植物防疫所において輸入検査時に検定を行う。

<輸入検査時の検定>

① 対象植物

貨物、郵便物、携帯品として規則別表2の2の12項に掲げる地域から輸入される、テーブルヤシ属植物の生植物の地下部であって栽培の用に供し得るもの

② 対応を行う期間

令和6年9月9日から当面の間

(SPS 通報発効日より前に発行されたものであって、バナナネモグリセンチュウに対しての追記がない検査証明書が添付されたもの)

③ 検定方法

次の数量について、バナナネモグリセンチュウを対象として、地下部の綿密な検査を実施

検定数量	検定方法
検査数量の10%以上の数量	植物の地下部及び培養資材についてベルマン法の実施

PROVISIONAL TRANSLATION

26 August 2024

Subject: Emergency Measures for *Chamaedorea* Plants for planting

To whom it may concern,

This is to notify you of the emergency measures in Japan for *Chamaedorea* for planting.

1. Plants subject to the measures

Underground parts of the live plants being capable of planting for cultivation of the following plants (excluding live plants that are aseptically cultured, sealed in test tubes, flasks, etc., and imported being free from the quarantine pest) of *Chamaedorea* from the “Region/countries” of the item 12 of the Annexed Table 2-2 published on the web page:

https://www.maff.go.jp/ppsj/law/houki/shorei/E_Annexed_Table2-2.html

2. Details of the measures

Test of “plants subject to the measures” for *Radopholus similis* (burrowing nematode) shall be conducted in import inspection in Japan.

Applicable Date: 9 September 2024.

WTO/SPS notification of emergency measures requiring exporting countries to certify that the plants originated in the “Region/countries” meet the requested measures will be made. Please be advised that the plants not meeting the requested measures should be destroyed or shipped back on or after the date of entry into force of the notification.

3. Requested measures

See “Requirements” of the item 12 of the Annexed Table 2-2 published on the web page:

https://www.maff.go.jp/ppsj/law/houki/shorei/E_Annexed_Table2-2.html

4. Background

Chamaedorea could be determined as host plants for *Radopholus similis* (burrowing nematode) based on newly confirmed information.

Plant Protection Division
Food Safety and Consumer Affairs Bureau
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, the Government of Japan
1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, 100-8950, JAPAN